**くらしの情報**

**マイナンバーカード企業・地域団体向け出張申請受付**

　市内の企業・地域団体などに出張し、マイナンバーカードの申請を受け付けます。

　申請にかかる時間は、本人の顔写真の撮影を含め、1人当たり10分程度です。カードができるまでに約2カ月かかります。出来上がり次第、郵送（書留、本人限定受取郵便）します。

　詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

期間　月曜～金曜日（祝日、年末年始、3～4月の繁忙期を除く）の10時～16時

対象　市内に住所を有する申請希望者が、おおむね10人以上見込まれる市内の企業・地域団体など

申請方法　市ウェブサイトからダウンロードした申請書に、必要事項を記入し、希望日の1カ月前までに、ファクス、Eメール（shimin@city.osaki.miyagi.jp）、郵送（989-6188古川七日町1-1）のいずれかで申し込み

問い合わせ 市民課住民記録担当 電話23-6079 ファクス21-1242

**配偶者・パートナーからの暴力(DV)に悩んでいませんか**

　専門相談員が電話相談、個別の面接相談を行っています。秘密は守られますので、気軽に相談してください。

日時　月曜～金曜日　9時～17時

場所　わいわいキッズ大崎

問い合わせ 子育て支援課子ども家庭相談担当 電話23-6048

**学校給食用物資（食材）納入希望者の登録を受け付けます**

　新たに学校給食用物資（食材）の納入を希望する人の登録を、随時受け付けています。個人生産者も申請可能です。

申込　教育総務課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、郵送（989-6492 岩出山字船場21）または持参

問い合わせ 教育総務課学校給食担当　電話72-5032

**令和5年度～7年度小規模工事等契約希望者登録申請**

　令和5年度から7年度までに、市が発注する小規模工事など（工事金額が50万円以下のもの）の受注を希望する場合は、登録申請が必要です。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

※一括下請けは認めないので、自ら施工できる範囲に限ります。

申請期間　2月1日（水曜日）～28日（火曜日）（土曜・日曜日、祝日を除く）

対象　市内に事業所を有し、市税などに未納がない事業者

※大崎市入札参加業者登録をしている事業者は、申請できません。

申請方法　市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに、郵送（989-6188 古川七日町1-1）または持参

※郵送の場合は、2月28日（火曜日）必着です。

問い合わせ 財政課入札契約担当 電話23-5177

**電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金**

　物価・賃金・生活総合対策として、電気・ガス・食料品などの価格高騰による負担を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、給付金を支給しています。

　対象と思われる世帯に、書類を送付していますので、早めに手続きしてください。

申請期限　2月15日（水曜日）

※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除き、9時～17時受付です。

対象　令和4年9月30日（基準日）現在、住民基本台帳に記録された、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

➊住民税非課税世帯：世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯➋家計急変世帯：住民税非課税世帯のうち、予期せず家計が急変し、世帯員全員が➊と同様の事情にあると認められる世帯

※住民税の均等割が課税されている人に扶養されている人のみで構成される世帯は、対象になりません。

支給額　1世帯当たり5万円

申請方法　住民税非課税世帯の場合は、対象になると思われる世帯の世帯主宛てに郵送している、「確認書」または「申請書」を確認し、必要書類とともに、郵送（989-6188 古川七日町1-1）または持参

※郵送の場合は、2月15日㈬必着です。

※家計急変世帯の場合は、大崎市緊急支援給付金コールセンターに問い合わせの上、申請してください。

問い合わせ 大崎市緊急支援給付金コールセンター 電話0120-092-044

**固定資産税償却資産の申告を忘れずに行いましょう**

　令和5年1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を所有している個人・法人は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

　なお、前年度まで申告した人には、12月初旬に償却資産申告書を発送しています。

■申告の対象となる資産の例

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 物品例 |
| 小売業 | 商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫など |
| 農業 | 農業用機械など |
| 建設業 | 土木建設機械など |
| 不動産賃貸業 | 駐車場舗装、フェンスなど |

申告期限　1月31日（火曜日）

申告場所　税務課、各総合支所市民福祉課

問い合わせ 税務課家屋担当 電話23-2148

**交通規制します**

　市道飯川耳取線の志田踏切改良工事に伴い、終日全面通行止めになります。

期間　2月1日（水曜日）～6月30日（金曜日）

※気象状況により、期間が延期となる場合があります。

問い合わせ 建設課道路建設担当 電話23-2435

**住民基本台帳閲覧状況を公表します**

　住民基本台帳法に基づき、令和3年11月1日から令和4年10月31日までの1年間の閲覧状況を公表します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 申請 | 閲覧対象者 |
| 国・地方公共団体 | 3件 | 1,491人 |
| 個人または法人 | 25件 | 631人 |

公表（閲覧）開始日　1月4日（水曜日）

公表場所　市政情報センター（市役所東庁舎1階）、市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

問い合わせ 市民課住民記録担当 電話23-6079

**おむつ代に係る確定申告医療費控除の確認書を発行します**

　令和4年中の所得に関する確定申告用として、おむつ代に係る医療費控除に必要な確認書を発行します。

受付場所　高齢介護課、各総合支所市民福祉課

対象　次の全てを満たす人　➊令和3年中の所得に関する確定申告時に、おむつ代に係る医療費控除を受けた人➋要介護認定を受けている人で、主治医意見書により、寝たきり状態にあることなどの記載が確認できる人

※初めておむつ代に係る医療費控除を申告する人は、主治医が発行する「おむつ使用証明書（医療費控除用）」で申告してください。

持ち物　対象者の介護保険被保険者証、申請者の本人確認書類（運転免許証など）

※本人または民法に定める親族以外が申請する場合は、委任状が必要です。

問い合わせ 高齢介護課介護審査担当 電話23-6125

　 　　　　各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**障害者控除対象者認定書を発行します**

　令和4年中の所得に関する確定申告用として、障害者控除対象者認定書を発行します。

　希望する場合は、申請してください。

受付場所　高齢介護課、各総合支所市民福祉課

対象　昭和33年1月1日以前に生まれた要介護（1～5）認定者のうち、一定の条件に当てはまる人

持ち物　対象者の介護保険被保険者証、申請者の本人確認書類（運転免許証など）

※本人または民法に定める親族以外が申請する場合は、委任状が必要です。

問い合わせ 高齢介護課介護審査担当 電話23-6125

　 　　　　各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**源泉徴収票が送付されます**

　老齢年金を受けている人に、令和4年に支払われた年金の金額などを通知する「令和4年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬以降、日本年金機構から送付されます。

　源泉徴収票は、確定申告をする際に必要となりますので、大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金は、所得税および復興特別所得税の課税対象外のため、源泉徴収票は送付されません。

問い合わせ 古川年金事務所 電話23-1200

　 　　　　ねんきんダイヤル 電話0570-05-1165